

告 示

埼玉県告示第八百二十九号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年七月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―二六―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字西浦四千八百五十三番一外五十一筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 二千六百二十八・九九立方メートル

浸透効果量 〇・一二四四立方メートル毎秒